## 子育て休日・夜間サポート事業を開始します。

子育て休日・夜間サポート事業は、「子育て休日・夜間サポート相談事業」と「子育て見守り訪問員派遣事業」の 2つの事業で構成しています。

## 1 子育で休日・夜間サポート相談事業 ※ 平成24 年6月1日事業開始

休日及び夜間に相談員が常駐し、子どもの養育上の問題などの相談を受けます。

(1) 休日・夜間の相談窓口「子どもの村福岡家庭支援センター」の開設

こども総合相談センター(えがお館)や各区保健福祉センター子育て支援課で受け付けを行った後、日時を 設定し、面接相談を行います。 ※ 事前予約制

① 相談日等 火曜日及び木曜日の17時00分から20時00分まで

※ 火曜日又は木曜日が祝日の場合は13時00分から16時00分まで

土曜日の13時00分から16時00分まで 日曜日の10時00分から16時00分まで

② 相談場所 福岡市中央区今川

③ 相談体制 2名 (相談員 1名、心理療法担当職員 1名)

④ 受付窓口 こども総合相談センター(えがお館) (092) 833-3000(24時間対応)

東区保健福祉センター子育て支援課 (092)645-1082(平日9時~17時) 博多区保健福祉センター子育て支援課 (092)419-1086( " ) 中央区保健福祉センター子育て支援課 (092)718-1106( " )

南区保健福祉センター子育て支援課 (092)559-5195( " )

城南区保健福祉センター子育て支援課 (092)833-4108( " ) 早良区保健福祉センター子育て支援課 (092)833-4398( " )

西区保健福祉センター子育で支援課 (092)895-7098( " )

(2) 事業運営者 特定非営利活動法人 子どもの村福岡

## 2 子育で見守り訪問員派遣事業 ※ 平成24 年7月1日事業開始予定

休日及び夜間の虐待通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問等を行い、児童の安全確認や移送を行います。

(1) 児童の安全確認

休日(土・日・祝日・年末年始)・夜間(18:00~8:30)の児童虐待通告のうち、緊急性があると判断されるケースについて、こども総合相談センター(以下「センター」という。)からの依頼に基づき、家庭訪問等により児童の安全確認を行います。

(2) 児童の移送

休日・夜間に保護者から一時保護の要請があり、緊急に一時保護の必要性があると判断されるケースについて、センターからの依頼に基づき、児童をセンターや乳児院等の一時保護委託先に移送します。

(3) 体制 2人以上の職員で対応

(4) 連絡先 こども総合相談センター(えがお館) (092) 833-3000(24時間対応)

(5) 事業運営者 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

【1 子育て休日・夜間サポート相談事業】

【2 子育て見守り訪問員派遣事業】

こども未来局こども部

こども総合相談センター(えがお館)

こども家庭課 副島、山﨑

こども緊急支援課 河浦、津田

電話:092-711-4237 / FAX:092-733-5534

電話: 092-832-7117 / FAX: 092-832-7830